

農地を有効に利用するために、農地中間管理事業がスタートしました

平成26年4月1日から農地中間管理事業がスタートしました。

この事業は、農地を貸したい農家（出し手）から農地中間管理機構（茨城県は茨城県農林振興公社を指定）が農地を借受け、公募に応募した担い手（受け手）に転貸する制度です。



◇機構で借り受ける農地は・・・

- ・農業振興地域内にある農地等であること
- ・再生不能と判断される遊休農地など著しく利用困難でないもの
- ・当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認できること
- ・貸付希望農地の賃借料が適切であると判断されること
- ・その他、農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること

※機構の借受期間は、原則として10年以上とします。

機構借入期間中、2年間を経過しても借受希望者が見つからない場合には、出し手に返還します。

◇メリット措置

農地中間管理機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）

1、地域に対する支援（地域集積協力金）

地域における話し合いにより、地域で機構にまとまった農地を貸しつけた場合、当該地域に対し地域集積協力金が支払われます。

地域内農地面積中の機構貸付割合による協力金単価

貸付割合	H26～H27	H28～H29	H30
2割超～5割以下	2.0万円/10a	1.5万円/10a	1.0万円/10a
5割超～8割以下	2.8万円/10a	2.1万円/10a	1.4万円/10a
8割超	3.6万円/10a	2.7万円/10a	1.8万円/10a

2、個々の出し手に対する支援

機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手の方に以下の協力金を支払います。

1) 経営転換協力金

出し手が機構へ貸し付けし、機構から受け手に貸し付けられた場合に支払われます。

・交付対象者

- ①農業部門の減少により経営転換する農業者
- ②リタイアする農業者
- ③農地の相続人

・協力金の額

貸付面積	0.5ha以下	0.5ha超～2.0ha以下	2.0ha超
交付単価	30万円/戸	50万円/戸	70万円/戸

※遊休農地の所有者は対象になりません。

2) 耕作者集積協力金

・交付対象者

機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構への貸し付けに協力した農業者

・協力金の額

年度	H26～H27	H28～H29	H30
交付単価	2.0万円/10a	1.0万円/10a	0.5万円/10a

※遊休農地は対象になりません。

地区担当委員一覧（農地等に関する相談者）

地区名	農業委員名	地区名	農業委員名
廻戸・大室・岡崎・曙	野口 裕司	上長・実穀	小見川 清
立ノ越・青宿・新町・西郷・中郷	小倉 修	上吉原・中吉原・下吉原・新山	青山 和泉
若栗北・若栗宿・若栗西方・中央	湯原 雪夫	追原・石川	中山 進
阿見一区・三区	藤平 清子	君島	渡邊 良治
鈴木・上郷	斎藤 修	大形	渡邊 通
住吉・うずら野・上本郷	宮本 正巳	飯倉・飯倉二区	小泉 治久
朝日一区・寺子	中村 裕	上条・埴	栗山 繁
中根・下本郷	渡邊 守	掛馬・竹来	吉田 滋
福田・大砂	吉田 勉	上島津・下島津・南島津	鈴木 菊次
上小池・下小池	横田 親雄	全地区	山崎 久司

農地の景観を保ちましょう！！

○荒廃農地の解消（農業委員会では農地の利用状況調査を行っています。）

農業委員会では、町内の農地がしっかり利用されているかの状況調査を毎年行っています。

平成25年度の農地利用状況調査の結果、町内全農地面積2,838.5haのうち575.6haが遊休農地でありました。

荒廃している農地は、景観を損ねるばかりか小動物の棲家になり近隣の農地に迷惑を与えることとなりますので、耕作していない農地は草刈り等の適正な管理をしましょう。

また、農作物を耕作するために復元困難な荒廃農地を再生する場合は、条件が整えば国・町から助成金が交付されます。

・助成金額（10a当り）

再生作業（土壌改良を含む）	65,000円（上限）
土づくり	25,000円
営農定着	25,000円

農地の貸し借りに利用権を設定しましょう

利用権設定は、農業経営基盤強化促進法によるもので、農地の賃借権は期間満了時に土地所有者に自動的に返還される制度です。

この制度により3年以上の利用権を設定した場合、町から補助金が交付されます。

補助金の額

年間 1,000円/10a

借り手が認定農業者の場合は、年間2,000円/10aになります。

【参考】

・平成25年度の利用権設定状況

	284筆	412,283㎡
田	147筆	256,471㎡
畑	137筆	155,810㎡

平成25年度法令業務処理件数

処理項目	農地法第3条許可	農地法第4条許可	農地法第5条許可	農地法第3条届出	農地法第4条届出	農地法第5条届出	現況証明
処理件数	50	4	26	16	26	136	17